

令和5年度 指定管理者制度労務状況審査報告書

(綾瀬市立図書館)

社会保険労務士によるモニタリングシート
(労働状況審査報告書)

施設名	綾瀬市立図書館	審査実施年度	令和6年度
指定管理者の名称	株式会社有隣堂	所管課	生涯学習課
指定期間	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	審査員	社会保険労務士 柳澤 美津代

総合評価と所見

総合評価	総合的な所見
法令審査	<ul style="list-style-type: none">提出されたパートナースタッフ・サブスタッフ・シーズンスタッフの部及び契約社員（受託業務）の部の就業規則に法令違反はありませんでした。事業所ごとに提出された36協定も適切に届出及び周知されておりました。各種協定書（賃金控除・賃金の口座振込・再雇用・育児休業）確認いたしました。育児介護休暇規程・ハラスメント関係規程集確認いたしました。
労働環境 モニタリング	<ul style="list-style-type: none">残業はほとんどなく、年次有給休暇も事前の申出通り問題なく取得出来ていました。職場の人間関係も良好で安心して働ける環境になっていました。
特記	<ul style="list-style-type: none">厚木基地と初の図書館交流事業として蔵書を交換して展示する取り組みなどが始まりました。図書館は身近でいつでも利用でき誰にでも資料（情報）と施設を提供するという重要な役割を持っています。 図書館業務を支えている司書をはじめ、引き続き専門職の継続した雇用をしてほしいと思います。

法令評価項目チェックリスト

「評価」欄の表示と区分

○…法令に適合している

△…法令違反の可能性を残すか、告示・通達等の基準を満たしておらず改善が望まれる。

▲…法令違反であるが労働者に与える影響がさほど大きくない。

×…重大な法令違反であり、是正が必要である。

—…該当しない、または不明の場合

【労働基準法・労働契約法・最低賃金法】（根拠条文欄に法令の記載のないものは全て労働基準法を指す。）

法令項目	根拠条文	チェック項目	評価	備考
就業規則の作成及び届出・周知義務（規模10人以上の場合）	第89条 則49条	就業規則は作成されている。	○	
		絶対的記録事項はもれなく記載されている。	○	
		作成または変更した規則を事業場ごとに所轄労働基準監督署に届け出ている。	○	
	第106条 則52条の2 労契第7条	規則を法令の定める方法により周知させている。 （周知方法： ）	○	
法令との関係	第92条	就業規則の内容は法令に適合している。	○	
労働条件の明示	第15条 則5条 パート6条 パート則2条	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している。	○	
		書面等により明示しなければならない事項（則5条1号～4号、パート則2条）に漏れはない。	○	
労働法、労働・就業規則違反の契約	労基13条 労契第12条	書面により明示しなければならない労働条件は法令及び就業規則に適合している。	○	
労働時間	第32条～32条の5	法定労働時間は遵守されている。	○	
	適正把握ガイドライン	労働時間を適正に把握するための措置が講じられている。	○	
休憩	第34条1項	法で定められた休憩を与えている。	○	
	第34条3項	休憩の自由利用の原則が守られている。	○	
休日	第35条	休日は、週1もしくは4週に4日以上与えている。	○	
	基発150号	休日の振替は、就業規則に明記されかつ予め振替る日を特定し行っている。	—	
時間外及び休日の労働	第36条	36協定は事業場ごとに締結され届け出ている。	○	
		36協定で定められた時間等の範囲内で時間外・休日労働をさせている。	○	
		36協定の届出は協定。の有効期間開始前になされている。	○	
	第36条2項	36協定に記載すべき法定事項は網羅されている。	○	
	第36条6項	時間外・休日労働は1ヶ月100時間未満であり、複数月80時間を超えることはない。	○	
第106条	36協定の内容を周知させている。 （周知方法： ）	○		
賃金の支払い	法24条1項	賃金は、法24条第1項に則して全額を支払っている。	○	
		法定控除以外のものを賃金から控除する場合は、労使協定を結んでいる。	—	
	法24条2項	賃金は、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っている。	○	

法令項目	根拠条文	チェック項目	評価	備考
最低賃金法	第4条	最低賃金法で定められた額以上の賃金を支払っている。	○	
割増賃金	第37条	法定労働時間を超えた労働について2割5分以上の割増賃金を支払っている。	○	
		法定労働時間を超えた（月60時間超）労働について5割以上の割増賃金を支払っている。	—	
		法定休日や4週4日の休日に労働させた場合は、3割5分以上の割増賃金を支払っている。	—	
		午後10時から午前5時までの労働に対しては、通常の賃金の2割5分以上の深夜割増賃金を支払っている。	—	
	第41条	「管理・監督者」に対し、深夜業については2割5分以上の割増賃金を支払っている。	—	
年次有給休暇	第39条 2項～3項	法定付与日数が10日以上の場合に対して5日以上有給休暇を付与している。	○	
	則24条の7	年次有給休暇管理簿を適正に作成している。	○	
	第39条5項	年次有給休暇の請求に対し適正に対応している	○	
賃金台帳	第108条	事業場ごとに調製されている	○	
	則54条	賃金は、基本給、手当等、控除額ごとに適正に記載されている。 勤怠項目の必要記載事項（労働日数、労働時間数、時間外・休日労働時間数、深夜労働時間数）は適正に記載されている。	○	

【高齢者雇用安定法】

高齢者の雇用	第9条	期間の定めのない契約の場合、定年の定めの有無	—	有・無
		定年の定めがあり、定年年齢が65歳未満の場合には、適法な再雇用措置を行っている。		

【雇用保険法】

保険加入要件	第4条	要件を満たすものは全員雇用保険の被保険者資格を取得している	○	
--------	-----	-------------------------------	---	--

【健康保険・厚生年金保険法】

保険加入要件	健3条 厚9・12条	要件を満たすものは全員社会保険の被保険者資格を取得している。	○	
標準報酬月額	健40条 厚20条	直近の標準報酬額は正しく届け出されている。	—	

【安全衛生法】

安全衛生管理体制	第10条～ 第19条	法で定められた安全衛生管理体制がとられている	—	
健康確保措置	第66条 則44条	法で定められた労働者に対して定期健康診断を適正に実施している。	—	
	第66条 則45条	法で定められた労働者に対して深夜業従事者には6ヶ月以内ごとに1回健康診断を実施している。	—	
	安衛66条の8-3	医師の面接指導実施のため、労働時間の状況を適正に把握している。	—	
事業者の講ずべき措置等		過去2年以内に業務上災害が発生している	—	有・無
	第20～27条他	前項で「有」の場合、労働災害発生防止の対策が適正になされている。		
死傷病報告	則97条	業務上災害が発生した場合、行政機関に適正に報告されている。	—	

労働環境モニタリング 項目別評価表

	評価項目	評価		備考	
		○	×		
雇用の安定性	指定管理業務更新後の継続雇用の見込み	○			
	指定管理業務終了後の継続雇用対策	○			
労働条件	時間外・休日労働の多寡	○			
	年休取得率	○			
	有期・パート労働者	給与水準	○		
		昇給制度	○		
職場環境	業務上災害の発生、重篤度	○			
	適正な安全・健康管理への配慮	○			
教育・業務の標準化	採用時教育の実施	○			
	研修の実施	○			
	マニュアル等の有無	○			
労使関係の安定性	セクハラ・パワハラ発生の有無	○			
	その他労使トラブル発生の有無	○			
	紛争防止策	管理職への労務管理研修の実施	○		
		労働相談窓口の有無	○		
	内部通報制度の有無	○			
その他	ルールや約束はきちんと守られているか	○			
	職場では改善提案が積極的に行われているか	○			
	上司が適切な指導・コミュニケーションをしているか	○			
	職場の人間関係は良好か	○			
小計		20			

※評価 ○：可 ×：否（是正が必要である）